

**I. 厚生労働省「台風10号による停電下での要介護高齢者等への配慮について」
(令和2年9月8日)**

令和2年9月8日、厚生労働省は「台風10号による停電下での要介護高齢者等への配慮について」の事務連絡を発出しました。(資料別添)

令和2年9月8日(火)10時現在、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県で約81,210戸が停電し、山口県においても一定数の停電が確認されており、気温も高く厳しい暑さが続いています。停電によりエアコン等が使用できないと、体温調整機能が低下している在宅の要介護高齢者等の方がたは、暑さによる脱水症状や熱中症になるリスクが高いことが予想されます。

このため、別添のとおり自治体職員や介護支援専門員、相談支援専門員にも依頼がなされているところではありますが、本会会員センターにおかれましても、停電地域の巡回や見守り支援を行い、必要に応じて関係機関とも連携を図り、適切な措置を講じるなどのご協力をお願いいたします。

II. 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間の延長について」(令和2年8月28日)

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者を支援するため、

- 正規雇用・非正規雇用を問わない助成金制度
(新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金)
- 委託を受けて個人で仕事をする方向けの支援金制度
(新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金)

を創設し、令和2年2月27日から9月30日までの間に取得した休暇等について支援を行ってきました。

令和2年8月28日、厚生労働省は、この「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」の対象期間を延長する方針を示しました。今後、対象となる休暇取得の期限が令和2年12月末まで延長される見込みです。

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間の延長について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13261.html

Ⅲ. 介護保険の地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業の手引きについて(令和2年9月2日)【介護保険最新情報 Vol.871】

令和2年9月2日、厚生労働省は「介護保険の地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業の手引きについて」の通知を発出しました。

これは、平成29年10月より示されてきた標記手引きを、第8期介護保険事業(支援)計画期間より、地域の実情に応じた柔軟な取組を可能としつつ、取組の更なる充実が図られるよう、在宅医療・介護連携推進事業の見直しにあわせ、このたび改訂されたものです。

新たな「在宅医療・介護連携推進事業の手引き(Ver.3)」については、厚生労働省ホームページに掲載されているため、会員センターのみなさまにおかれましては、ご参考ください。

厚生労働省

在宅医療・介護連携推進事業の手引き(Ver.3)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713.html>

Ⅳ. 厚生労働省「第184回社会保障審議会介護給付費分科会」(令和2年9月4日)

令和2年9月4日、「第184回社会保障審議会介護給付費分科会」が開催され、令和3年度介護報酬改定に向けて、各サービスの分野横断的テーマのうち、(1)感染症や災害への対応力強化、(2)地域包括ケアシステムの推進に関する論点が示されました。

令和3年度介護報酬改定に向けた論点(令和2年9月4日)

※事務局整理

(1)感染症や災害への対応力強化

<論点>

- 今般の新型コロナウイルス感染症や、昨今の自然災害における介護サービスの被災状況等も踏まえ、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要な介護サービスが安定的・継続的に提供される体制を構築していくため、日頃からの発生時に備えた取組や発生時における業務継続に向けた取組を推進する観点から、現行の運営基準等も踏まえて、どのような方策が考えられるか。
- 各事業所において、災害や感染症が発生した場合でも業務を継続していくための業務継続計画 BCP の策定を進めていくために、どのような方策が考えられるか。
- 災害発生時や新型コロナウイルス感染症への対応における介護報酬の臨時的な取扱いについて、災害や感染症への対応力強化や生産性向上等の観点から、ICT の活用をはじめ、平時からの取扱いとすべきものについて、どのように考えるか。

(2)地域包括ケアシステムの推進

①医療・介護の連携と看取りへの対応

- 今後、医療ニーズが高い高齢者の増加が見込まれる中で、医療と介護の役割分担と連携を進めながら、それぞれのサービスの役割や機能を踏まえつつ、
 - 各サービスにおける医療ニーズや中重度者への対応の強化や、
 - 施設・居住系サービスと訪問系サービスの役割分担と連携を推進していく観点から、どのような方策が考えられるか。
- 看取りへの対応として、
 - それぞれのサービスの役割や機能も踏まえた対応の充実や、
 - 人生の最終段階においても、利用者の尊厳を保持し、本人の意思に沿ったケアを進める観点から、どのような方策が考えられるか。

②認知症への対応力強化

- 今後、認知症の人が増加していくことが見込まれる中、施設においても在宅においても、認知症の人本人の意思決定を基本として、それぞれの状況に応じて適時・適切な医療・介護等が提供されることが求められる。特に、在宅の中重度の要介護者も含めた認知症対応力を向上させていくことが求められるが、こうした観点から、認知症関連加算の算定状況や在り方について、どのような対応が考えられるか。
- また、在宅や施設で生活する認知症の人の BPSD の発症を予防したり、重症化の緩和を図る観点や、介護現場の負担を軽減する観点から、的確なアセスメントや認知症の人本人の視点を重視したケア手法の標準化を図るため、どのような具体的な取組が考えられるか。また、定期的なアセスメントを通じて、科学的に効果が裏付けられた質の高い介護の実現につなげていくことが考えられないか。
- さらに、認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、できる限り認知症症状の進行を遅らせ、BPSD の予防を進めていくとともに、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させることが求められるが、どのような取組が考えられるか。

③地域の特性に応じたサービスの確保

- 地域の特性に応じながら、都市部や中山間地域等のいかににかかわらず、各地域で質の確保された必要なサービスを確保していく観点から、地方からの提案も踏まえつつ、どのような対応が考えられるか。

介護給付費分科会では、今後も各論点についてさらなる議論を進め、年内をめどに基本的な考え方を整理し、取りまとめを行うこととしています。

V. 厚生労働省「介護保険法施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント」(締切:令和2年9月23日)

令和2年8月25日、厚生労働省は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントを開始しました(締切:令和2年9月23日)。

今回の省令案は、社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」令和元年12月27日を踏まえ、①第1号事業の対象者の弾力化、②第1号事業のサービス価格の上限の弾力化等の改正を行うものです(施行日:令和3年4月1日)。

介護保険法施行規則の一部を改正する省令案について

※事務局整理

(1)第1号事業に関する見直し

①第1号事業の対象者の弾力化

- 第1号事業について、要介護者であっても、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、市町村が認めた場合には、要介護者であっても第1号事業を受けられることとする。

②第1号事業のサービス価格の上限の弾力化

- 第1号事業のサービス価格について、現行は、国が定める額を上限として市町村が定めることとされているところ、この規定を改正し、国が定める額を勧告して市町村が定めることとする。

(2)在宅医療・介護連携推進事業に関する見直し

- 介護保険法施行規則第140条の62の8に規定する在宅医療・介護連携推進事業について、以下のとおり見直しを行う。

- ・在宅医療・介護連携推進事業の実施に当たり、市町村が在宅医療及び介護が円滑に切れ目なく提供される仕組みの構築のため、他の地域支援事業に基づく事業等と連携して実施することを明確化する。
- ・情報の収集、課題の把握、企画・立案等を行う事業について、PDCA サイクルに沿った取組を実施しやすくなるよう事業の規定の順番等を整理するとともに、取組の趣旨を明確化する。
- ・医療・介護関係者に対する支援として、情報共有の支援、知識の習得や向上のための研修その他の地域の実情に応じた取組を実施することとする。

公布日:令和2年10月中旬(予定)

施行日:令和3年4月1日

e-Gov

「介護保険法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見の募集について

<https://search.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200199&Mode=0](https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200199&Mode=0)

厚生労働省

社会保障審議会介護保険部会意見(令和元年12月27日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08698.html

VI. 内閣府「災害ボランティアセンターに係る費用について」(令和2年8月28日)

令和2年8月28日、内閣府は、近年、頻発化・激甚化する災害への対応に必要な不可欠なボランティアの調整(受入・活動調整等)を後押しすることで、公助による救助の円滑化・効率化を図るため、救助とボランティア活動の調整に必要な人員の確保について、災害救助法の国庫負担の対象とすることとしました(令和2年7月豪雨以降の災害に適用)。

災害ボランティアセンターに係る費用について

近年、頻発化・激甚化する災害への対応に必要な不可欠なボランティアの調整(受入・活動調整等)を後押しすることで、公助による救助の円滑化・効率化を図る。

<背景・課題>

- 災害ボランティア活動やそれを調整する災害ボランティアセンターの運営は、被災者を支援する共助の取組として行われている。
- 一方、近年わが国で災害が頻発化・激甚化する中、ボランティア活動は益々活発化しており、広域から多数駆け付けるボランティアの調整の負担は増大している。
- 公助の災害救助活動である避難所運営や障害物除去などの救助を円滑かつ効果的に行うためには、公助の救助事務として、共助のボランティア活動との調整を実施することが必要となってきた。

公助による救助の円滑化・効率化を図るため、救助とボランティア活動の調整に必要な人員の確保について、災害救助法の国庫負担の対象とする。

<概要>

- 対象事務: 災害ボランティアセンターで行う救助とボランティア活動の調整事務
- 対象経費: 調整事務を行う人員を確保するための以下の経費
 - 人件費(社協等職員の時間外勤務手当(休日勤務、宿日直を含む)及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金)
 - 旅費(災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費)

これは、本会も参画する全社協・政策委員会をはじめとして、全国各地の社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置・運営費の公費負担に関する要望活動の結果により実現したものです。

内閣府

災害ボランティアセンターに係る費用について

http://www.bousai.go.jp/pdf/0828_volunteer.pdf

全社協・政策委員会

「令和2年7月豪雨」における災害福祉支援活動を進めるための緊急要望

<http://zseisaku.net/data/te020713.pdf>

Ⅶ. オンラインイベント「福祉機器Web2020」開催のお知らせ

全国社会福祉協議会と保健福祉広報協会は、主催する国際福祉機器展 H.C.R. 2020(本年 4 月末開催中止決定)の代替として、オンラインイベント「福祉機器 Web2020」(以下、「本イベント」)を、H.C.R.Web サイト上にて開催します。

本イベントは、①H.C.R. 2016～2020 の出展社のうち、協力を得られた 300 社超の企業・団体(以下、「出展社」)の、最新の福祉機器情報や関連情報、②有識者などからの福祉機器や、福祉・介護に関わる最新レポート、③H.C.R.併催イベント「国際シンポジウム」「H.C.R.セミナー」「特別企画」を代替するウェビナー(Web セミナー)、の 3 つで構成します。

これまでも H.C.R.Web サイトでは、H.C.R.出展社の製品情報を「製品検索」ページにてご提供してきましたが、本イベントに向け、掲載情報や機能をさらに充実させるよう、準備を進めています。

また、ウェビナーでは、遠隔で可能な生活支援テクノロジーや福祉機器の選び方・使い方に関するミニ講座など、さまざまな福祉関連情報を凝縮した内容を企画中です。テーマ、講師、事前登録方法などの詳細情報は、引き続き順次お届けしてまいります。本イベントの閲覧・参加は無料で、本年 10 月 21 日(水)から公開予定です。

福祉機器 Web
Home Care & Rehabilitation
Equipment **2020**

— 開催概要 —

名 称 : 福祉機器 Web2020

会 期 : 2020年10月21日(水)~2020年末(予定)

※出展社・製品情報は会期後も閲覧可能

公開場所 : H.C.R. Web サイト(保健福祉広報協会運営) <https://www.hcr.or.jp/>

主 催 : 社会福祉法人全国社会福祉協議会、一般財団法人保健福祉広報協会

後 援 : 厚生労働省、経済産業省、総務省、国土交通省、東京都

出 展 社 : H.C.R. 2016~2020 の出展社のうち、協力を得られた企業・団体約 300 社

展示対象 :

移動機器・移動補助製品、福祉車両・関連機器、ベッド用品、入浴用品、トイレ・おむつ用品、衣類・着脱衣補助用品、コミュニケーション・見守り機器、建築・住宅設備、リハビリ・介護予防機器、義肢・装具、日常生活支援用品、介護等食品・調理器具、福祉施設環境設備・用品、感染症等予防用品、在宅・施設サービス経営情報システム、出版・福祉機器情報(予定を含む)

閲覧方法 : どなたでも閲覧・参加可能(無料)。

---ぜひご利用ください!-----

■国際福祉機器展 H.C.R. : <https://www.hcr.or.jp/>

■保健福祉広報協会公式 Facebook ページ : <https://www.facebook.com/hcrjapan/>

■保健福祉広報協会のメール配信サービス : <https://www.hcrjapan.org/mail/>

■HCR アプリ : <https://www.hcr.or.jp/app>

